

「令和4年度山形県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」新旧対照表

現行	改正後
1 目的（略）	1 目的（略）
2 事業対象者（略）	2 事業対象者（略）
3 事業内容（略）	3 事業内容（略）
4 その他留意事項（略）	4 その他留意事項（略）
5 その他（略）	5 その他（略）
附則（略）	附則（略）
附則（略）	附則（略）
附則（略）	附則（略）
	<p><u>附則 この要綱は、令和5年1月5日から施行し、令和4年12月23日から適用する。</u></p>
【別添1】（略）	【別添1】（略）
【別添2】	【別添2】

<p>本実施要綱3（2）の対象経費に記載する経費のうち、ア（ウ）「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。</p> <p>1 助成対象（略）</p> <p>2 助成の内容及び要件 施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、</p> <p>① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供 ② ゾーニング（区域を分ける）の実施 ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整 ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察 ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認</p> <p>等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。</p> <p>1 の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。</p> <p>(1) 病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。 (2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養</p>	<p>本実施要綱3（2）の対象経費に記載する経費のうち、ア（ウ）「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。</p> <p>1 助成対象（略）</p> <p>2 助成の内容及び要件 施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、</p> <p>① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供 ② ゾーニング（区域を分ける）の実施 ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整 ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察 ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認</p> <p>等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。</p> <p>1 の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。</p> <p>(1) 病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。 (2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養</p>
--	--

時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※(1)及び(2)については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて提出すること。

また、上記①～⑤に加え、以下⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥ 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされていること。

また、令和4年4月8日から令和4年12月31日までは、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること。

※別添2でいう「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。

令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快*後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。

時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※(1)及び(2)については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて提出すること。

また、上記①～⑤に加え、以下⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑥ 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされていること。

また、令和4年4月8日から令和5年3月31日までは、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること。

※別添2でいう「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。

令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快*後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。

<p>なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。</p> <p>*症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。</p> <p>3 助成の上限額（略）</p> <p>4 その他（略）</p> <p>【別添3】（略）</p>	<p>なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。</p> <p><u>*無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月末日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。</u></p> <p>*症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。</p> <p>3 助成の上限額（略）</p> <p>4 その他（略）</p> <p>【別添3】（略）</p>
--	---